

# 出生

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



オンライン申請ができる  
手続きもあります。



下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍	お子さまのマイナンバー入りの住民票について	住民票の写しの請求 ※マイナンバーは、番号法に定められた事務に限り利用することができます	本人確認書類 ※出生届受理後、発行までに数日、時間がかかります ※請求の際は、使用目的と提出先を確認します	鶴崎支所 ④窓口	
	お子さまの戸籍謄本について	戸籍証明の請求	本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真付き本人確認書類 ※出生届受理後、発行までに数週間、時間がかかります		
	お子さまの住民票コードについて	※後日通知が郵送で送られます			
	出生届と同時に、 マイナンバーカードを申請しない方	※後日マイナンバーの通知が郵送で送られます (約1カ月かかります)			
	マイナンバーカードを申請する方【特急発行】	※約1週間後、カードが簡易書留で届きます (混雑状況により日数が伸びる場合があります)	出生届出時にご案内します ※写真は不要です	鶴崎支所 ⑤窓口	
マイナンバーカードをマイナ保険証として利用する方	保険証の利用登録	マイナンバーカードを受け取り後、以下のいずれかの方法で手続きしてください ・スマートフォンやパソコンからマイナポータルで手続き ・医療機関等の顔認証機能付きカードリーダーで手続き ・親権者の方が国保年金課窓口(市役所本庁1階)にカードを持参して手続き	左の欄で 確認して下さい。		

国民健康保険・年金	お子さまが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 資格確認書・資格情報のお知らせの交付		鶴崎支所 ②窓口	
	出産した方が国民健康保険の方	国民健康保険税の産前産後免除手続き	母子健康手帳等 (出産後の手続きで市で確認できる場合は不要)		
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、 出産費用が50万円(※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請		世帯主の口座番号が分かるもの ・病院でもらった次の2点 出産費用の領収・明細書の写し 直接支払い制度に関する合意文書の写し	
	② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方				
	出産した方が国民健康保険以外の方	手続き方法は、加入している健康保険の担当者 にお問い合わせください		健康保険の加入先	
出産した方が国民年金被保険者(20歳以上60歳未満)	産前産後免除	本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・出産日が確認できる書類(母子手帳・戸籍謄本等)	鶴崎支所 ②窓口		
子の親で障害基礎年金を受給している方	加算額加算開始事由該当	本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・子の戸籍謄本(抄本)	●市役所本庁舎1階 国民年金室窓口 ●日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211		

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度  
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

子育て	母子健康手帳への出生届出済証明		母子健康手帳	鶴崎支所 ⑤窓口	
	指定有料ごみ袋の交付				
	住民票が大分市にある方	指定有料ごみ袋の受領	申請不要 窓口で、10枚を事前に受領する場合は受領書を記入してください 後日、差分の240枚を自宅に送付します	鶴崎支所 ⑤窓口	
	里帰り出産等で住民票が大分市以外にある方	指定有料ごみ袋の減免申請	母子健康手帳 ※別世帯の方が窓口で申請する場合は、 本人確認書類及び委任状が必要です	市役所本庁舎4階 ごみ減量推進課窓口	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※出生日の翌日から15日以内に申請してください ※申請者が公務員の場合は、勤務先で申請してください ※必要なものが揃っていても窓口へお越しください	窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの ・申請者、配偶者のマイナンバーカード又は通知カード ※2人目以降は、窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類、申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの	東部保健福祉 センター ⑥⑦窓口	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものが揃ってから窓口へお越しください	子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの		
	こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	生後4カ月までの赤ちゃんのいる全てのご家庭に 保健師・助産師・看護師が訪問を実施しています 赤ちゃんが生まれたら、「出生連絡票・低体重児 出生届」を申請してください 訪問の際には事前にご連絡します	保健所健康課の保健師・助産師・看護師が訪問します ※訪問員は身分証明書を携行しています 母子健康手帳		
	保育施設等に入園を希望する方	保育施設の入園相談		※受付窓口でご相談ください	
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請		※受付窓口でご相談ください		

# 出生

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



オンライン申請ができる  
手続きもあります。



下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付済
その他 市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	✓	※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所本庁舎6階 住宅課</li> <li>●大分県住宅供給公社 市営住宅管理センター：097-533-1674</li> <li>●特別大興産 第2大分市営住宅管理センター：097-536-2555</li> </ul>	✓



## 鶴崎市民行政センター

〒870-0103 大分市東鶴崎1丁目2番3号

■ 鶴崎市民行政センター内以外の市役所窓口へのお問い合わせは大分市役所

代表電話 097-534-6111

開庁時間 **あさ8時30分 ~ 夕方5時15分**  
(土・日曜、祝・休日、年末年始[12/29~1/3]の閉庁日はお休みです)

2026.2.1現在



097-527-2111 (鶴崎支所)① ② ③ ④ ⑤  
097-527-2132 (東部資産税事務所) ⑨  
097-527-2143 (東部保健福祉センター) ⑥ ⑦



WEB



市役所本庁、穂田市民行政センター、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の場所や連絡先などは、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

鶴崎市民行政センター用

手続きチェックシート

# 出生

## お子さまが生まれた方へ

鶴崎支所⑤番窓口へ

お越しください

### 出生届

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください

[生まれた日を含む]

#### 《届出に必要なもの》

〈届出人〉

1. 父親または母親(父母が婚姻届を出していないときは母親)
2. 父親も母親も届けられないときは、同居者、出産に立ち合った医師または助産師の順

- ・医師・助産師等が作成した**出生証明書付き出生届**
- ・母子健康手帳・国民健康保険証(加入者のみ)



鶴崎市民行政センターの場所や連絡先、施設内容などの確認は右の二次元コードからご確認を



関連する手続きは  
内側/裏面にあります



必要書類がそろわない手続きは、  
後日あらためて来庁いただく場合があります。

鶴崎市民行政センター内以外の手続き場所・内容等  
については、記載の受付窓口へお問い合わせください。



大分市 公式

LINE

友だち募集中!



休日当番医など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

#### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。  
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で  
本人確認  
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



その他、  
・パスポート ・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で  
本人確認  
できるもの

- ・健康保険資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。